

瑞浪<南部・北部>地域包括支援センター運営委託等業務プロポーザル

実施要領

1 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護・保健・福祉・医療など様々な面から高齢者やその家族を支援するため、他の関係機関と連携し支援を行う「地域包括ケア」の中心的役割を担う機関である。

この要領は、地域包括ケアシステムの構築を進めていくにあたり、瑞浪<南部・北部>地域包括支援センターの委託先を公募型プロポーザル方式により選考し、委託契約を行うために必要な手続き等について定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名及び委託場所等

| 業務名 | 担当圏域 | 担当地区 |
|-----------------------|------|---|
| 瑞浪南部地域包括支援センター運営委託等業務 | 瑞浪南部 | 瑞浪中学校区・瑞浪南中学校区 (瑞浪地区・稲津地区・陶地区) |
| 瑞浪北部地域包括支援センター運営委託等業務 | 瑞浪北部 | 瑞浪北中学校区 (土岐地区・明世地区・釜戸地区・ 大湫地区・日吉地区) |

(2) 内容

瑞浪<南部・北部>圏域における地域包括支援センター運営委託及び地域包括ケアシステムの推進

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

委託仕様書「8 業務内容」のとおり。

(5) 支払条件

上半期(4月)と下半期(10月)に委託料の請求書を瑞浪市に提出すること。

3 参加資格

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの業務等を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、次の要件を満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加申込書等の提出期限時点で、瑞浪市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。

- (4) 瑞浪市から瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領（平成20年訓令甲第6号）及び瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年告示第1号）に基づく資格停止措置をプロポーザル参加申込日から本業務の本契約締結日までの期間内に受けていないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ア 資本関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 福祉分野における事業において、当該業務に参加する法人又は当該業務に参加する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消、指定効力の全部又は一部停止等の処分を過去5年以内の間に受けていないこと。
- (9) 参加申込みをする担当圏域内に運営が出来ること。また、瑞浪市内において1年以上介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること。
- (10) センターの職員として、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66第1号イの規定により次の者を各1名以上、常勤専従として配置できること。
- ア 保健師その他これに準ずる者
 - イ 社会福祉士その他これに準ずる者
 - ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
- ただし、上記職員に準ずる者の条件は仕様書による。
- ※ (10)については、ヒアリングの段階では、予定（見込）も可とするが、受注候補者となった場合には、委託業務開始までに確定させておくこと。

4 一般事項

(1) 日程

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 公 告 日 | 令和3年10月12日（火） |
| 質 問 受 付 期 間 | 令和3年10月12日（火）から令和3年10月25日（月）17時まで |
| プロポーザル参加 申込書提出期限 | 令和3年11月10日（水）17時まで |

| | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 一 次 審 査 (書 類 選 考) | 令和3年11月18日 (木) <予定> ※提案者が3者以上の場合のみ |
| 二 次 審 査 (プレゼンテーション等) | 令和3年11月24日 (水) |
| 結 果 公 表 | 令和3年12月中旬 |

(2) 参加手続き

| | |
|-------------|---|
| 要領、様式の配布 | 瑞浪市公式ホームページからダウンロードすること。 URL http://www.city.mizunami.lg.jp/ |
| 配 布 期 間 | 令和3年10月12日 (火) から 令和3年11月10日 (水) |
| 契 約 担 当 部 署 | 〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市総務部総務課 契約係 TEL 0572-68-9720 FAX 0572-68-8749 E-mail keiyaku@city.mizunami.lg.jp |
| 事 業 担 当 部 署 | 瑞浪市民生部高齢福祉課 高齢者政策係 |

5 質問受付方法

要領及び様式等の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり提出すること。

| | |
|-------|--|
| 提出期間 | 令和3年10月12日 (火) から令和3年10月25日 (月) 17時まで |
| 提出方法 | 契約担当部署まで質問書 (任意様式) を電子メールにより提出 ※メールタイトルを「プロポーザル質問書 (事業所名)」とし、担当部署へ電話で受信の確認を行うこと。ただし、休日については翌日以降の開庁日に確認を行うこと。 |
| 提 出 先 | 瑞浪市総務部総務課契約係 TEL 0572-68-9720 E-mail keiyaku@city.mizunami.lg.jp |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、令和3年10月27日 (水) までに随時瑞浪市ホームページ上で公開する。 |

6 プロポーザル参加申込書等の提出方法

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 令和3年11月10日 (水) 17時まで |
| 提出方法 | 瑞浪市総務部総務課 契約係へ直接持参又は郵送すること |
| 提出書類 | ① 様式第1号 プロポーザル参加申込書 |
| | ② 様式第2号 人員配置計画書 |
| | ③ 様式第3号 配置 (予定) 職員経歴書 * 正本は登録証、免許証等を添付 |
| | ④ 様式第4号 事務所設置計画書 |

| | |
|------|---|
| | ⑤ 様式第5号 瑞浪<南部・北部>地域包括支援センター事業計画書 |
| | ⑥ 様式第6号 法人の概要 |
| | ⑦ 様式第7号 法人役員名簿 |
| | ⑧ 様式第8号 瑞浪<南部・北部>地域包括支援センター運営委託等業務見積書 |
| | ⑨ 法人の定款 |
| | ⑩ 国税及び地方税の完納証明書（登録する事業所所在地の市区町村税に未納がない旨の証明及び消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税を申告する税務署が発行する証明。様式その3の3））*受付日前3か月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近年度のもの。写し可。 |
| 提出部数 | 正本1部、副本7部を提出すること。なお、正本については、フラットファイルに綴じ、背表紙に業務名「瑞浪<南部・北部>地域包括支援センター運営委託等業務」とすること。副本については、ホチキス止めも可とするが、様式毎にインデックスを付けること。 |
| 提出先 | 瑞浪市総務部総務課 契約係 |

7 提出書類の作成要領

提出書類は、様式第1号から様式第8号を使用し作成すること。規格はA4版、縦型、片面とする。また、書類は正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付することがないように留意すること。

8 選定方法

(1) 一次審査（書類選考）

提案者が3者以上の場合に、提出書類による書類審査を行い、2者を選定する。審査結果は、提案者全員に対し通知する。なお、提案者が2者以下の場合には、書類審査を実施しない。

二次審査の対象となった提案者については、二次審査の実施時間等の詳細を通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション等の実施）

提出書類をもとに、瑞浪市地域包括支援センタープロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は3名以内とする。実施方法は、原則として各提案者15分以内のプレゼンテーションを行い、その後、10分程度ヒアリングを行うものとする。プレゼンテーションは、提出書類をもとに評価を行うため、パワーポイントやスライド等を使用することは認めない。プレゼンテーション等の時間及び留意事項は、提案者に対し別途通知する。

9 審査

審査は、審査委員会において、審査基準に基づき非公開で実施され、瑞浪市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の合意により決定するものとする。

最も高い評価点となった提案者を第1受注候補者とし、次点となった提案者を第2受注候補者とする。提案者が1者の場合でも審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受注候補者として選定する。審査結果は、確定後、提案者に書面で通知する。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

【審査基準】（160点満点）

審査基準は、以下のとおりとし各項目ごとにA～Fの6段階で評価を行う。

- ① 人員配置計画（配点 20点）・・・・・・・・・・様式第2、3号
- ② センター事務所の設置（配点 10点）・・・・・・・・・・様式第4、5号
- ③ 3職種の連携体制（配点 10点）・・・・・・・・・・様式第2、5号
- ④ センターの運営基本方針（配点10点）・・・・・・・・・・様式第5号
- ⑤ 事業実施の方針（配点 85点）・・・・・・・・・・様式第5号
- ⑥ 運営管理体制（配点10点）・・・・・・・・・・様式第5号
- ⑦ 見積価格（15点）・・・・・・・・・・様式第8号

○ 評価

- A：特に優れている・・・・・・・・・・配点×1.0
- B：優れている・・・・・・・・・・配点×0.8
- C：普通・・・・・・・・・・配点×0.6
- D：やや不十分・・・・・・・・・・配点×0.4
- E：不十分・・・・・・・・・・配点×0.2
- F：不良・・・・・・・・・・配点×0（点数なし）

各審査委員が評価した評価点を項目ごとで合計し、それを審査委員の人数で除した点数（平均値）の合計点数が、満点の6割に満たない場合は失格とする。なお、評価点が同点となった場合は、次の項目順に評価点が高い方を第1受注候補者とする。

〈判定項目〉 ①人員配置計画→⑦見積価格→②～⑥の項目の合計点→⑤事業実施の方針

10 委託の限度額

本業務の各年度の契約限度額は、次のとおりとする。なお、包括的支援事業として行う資産の譲渡等は、非課税とする。（消費税法基本通達6-7-10による。）

「追加事業分【仕様書 8 業務内容（4）】」については、センター業務として別途委託随意契約を締結し、1回（件）あたりの単価に実績回（件）数を乗じて得た額を、年度ごとに定める予算の範囲内において支払うものとする。

センター運営分【仕様書 8 業務内容（1）～（3）】

| 業務名等 | 各年度の限度額 |
|-----------------------|----------|
| 瑞浪南部地域包括支援センター運営委託等業務 | 21,824千円 |
| 瑞浪北部地域包括支援センター運営委託等業務 | 20,117千円 |

(注意) 介護予防ケアマネジメント費及び介護報酬(指定介護予防支援)は、本委託料とは別に全て受注者の収入とする。

1.1 受注者の決定

市は、第1受注候補者と仕様及び委託料等詳細についての協議の上、協議会の合意により受注者として決定する。ただし、第1受注候補者との協議が整わない場合は、第2受注候補者と協議の上、協議会の合意により受注者を決定することができる。

1.2 提案者の失格

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 提出期限までに提案書類が提出されなかった場合
- (6) 提出された見積書の金額が契約限度額を超えている場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格と判断した場合

なお、参加資格があることを確認された者であっても、受注候補者の決定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1.3 その他

本プロポーザルの実施に関し、次の事項について了承すること。

- (1) 審査の結果は、ホームページ等によって公表される。
- (2) プロポーザルに関する一連の資料は、瑞浪市情報公開条例(平成12年条例第1号)等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提出書類中に記載された担当者の資格については変更を認めない。
- (6) 提案書の著作権はそれぞれの制作者に帰属するが、選考を行う作業に必要な範囲においては無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提案書の著作権は、市に帰属するものとする。
- (7) プロポーザルに係る事前説明会は、開催しない。質問がある場合は、質問書(任意様式)を提出すること。
- (8) 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、必ず申込辞退届(様式第9号)を提出すること。